



## 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)のご案内

新型コロナウイルス感染症により家計に影響を受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)が国から支給されることとなりました。

### 1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

令和4年3月31日時点で

- ① **18歳未満の児童**(障がいのある方の場合、**20歳未満**)を養育する父母等  
(※令和4年4月1日から令和5年2月末までに生まれた新生児も対象となります。)

- ② ■令和4年度 **住民税(均等割)が非課税**の方  
■新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月1日以降の収入が急変し、**住民税(均等割)非課税相当**の収入となった方

### 2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

### 3. 給付金の支給手続き

I. 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で**住民税非課税**の方

- ▶給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶令和4年4月分の児童手当を支給している口座に7月下旬に振り込みます。
- ▶本給付金を辞退される場合は、「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)受給拒否の届出書」の提出が必要です。下記までお問い合わせください。

II. 上記以外の方(例:高校生のみ養育している方、収入が急変した方、公務員の方など)

- ▶給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶奥出雲町ホームページから「申請書」と「収入申立書」または「所得申立書」をダウンロードしていただき、ご記入の上、必要書類とともに提出ください。また、申請書等はこども家庭支援課にもありますのでお問い合わせください。
- ▶申請内容を確認し、給付金の支給要件に該当する場合には、指定口座に振り込みます。

【お問い合わせ・提出先】こども家庭支援課 有線:31-5161 電話:54-2504



詳しくは…**農業者年金基金** 検索  
<https://www.nounen.go.jp>

## 知って得する! 農業者年金

農業者の方は、国民年金の上乗せの公的な年金  
「農業者年金」に加入して安心で豊かな老後を!

ポイント1 農業者なら誰でも入れる「**終身年金**」です!

ポイント2 一定の要件を満たす方には、  
月額最大 **1万円の保険料の国庫補助**

ポイント3 保険料は**全額社会保険料控除の対象**  
など、生涯を通じて大きな節税効果!

※農業者年金の加入には、  
「国民年金第1号被保険者であること」  
「年間60日以上農業に従事していること」  
「60歳未満であること」  
の3つの要件を満たしている必要があります。  
※詳しくは、お近くの農業委員会、又はJAへ!



NOUNEN

## 障がいのため介護が必要な方等へ手当を支給します

### 特別児童扶養手当

月額 1級 52,400円  
2級 34,900円

20歳未満の障がい児の父母等が、当該児童を監護・養育する場合(施設入所者を除く)

### 特別障害者手当

月額 27,300円

20歳以上で著しく重度の障がいがあり、常時特別な介護を必要とする方(施設入所者や病院等に継続して3か月を超えて入院している方を除く)

### 障害児福祉手当

月額 14,850円

20歳未満で重度の障がいがあり、常時介護を必要とする方(施設入所者を除く)

#### ■所得制限について

本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得が制限額以上あるときは、その年の8月分から翌年7月分までの手当が支給停止となります。

#### ■所得状況届の提出について

手当を受給中の方は、毎年8月に「所得状況届」を提出してください。(用紙は8月上旬にお届けします。)

【お問い合わせ】奥出雲町福祉事務所 福祉グループ 有線:31-5378 電話:54-2541

## ひとり親家庭を支援します 児童扶養手当制度

～ひとり親家庭等の生活の安定と児童のすこやかな成長を支援する～

### ◆手当を受けることができる人(支給要件)

次の要件に該当する児童を養育している父、母または父母に代わって養育している人です。

#### 【年齢】

満18歳に達した年度の3月31日まで

なお、児童が心身に中度以上の障がいのある場合(特別児童扶養手当該当程度)は20歳未満まで。

#### 【状況】児童が次の①～⑨のいずれかに該当していること

- ①父母が離婚している
- ②父または母が死亡している
- ③父または母が重度の障がいにある
- ④父または母の生死が不明である
- ⑤父または母が子育てを放棄している
- ⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けている
- ⑦父または母が1年以上拘禁されている
- ⑧婚姻によらないで生まれた
- ⑨棄児などで父母がいるかいないか明らかでない

### ◆所得制限について

前年の所得が一定額以上あるときは、その年度(11月分から翌年の10月分まで)に手当の一部または全部が支給停止となります。

### ◆現況届の提出について

支給認定を受けている方は、毎年8月に「現況届」を提出してください。

### ◆手当額(月額)について

| 区 分     | 手 当 月 額         |                 |                 |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|
|         | 児童1人            | 児童2人            | 児童3人            |
| 全 部 支 給 | 43,070円         | 53,240円         | 59,340円         |
| 一 部 支 給 | 43,060円～10,160円 | 53,220円～15,250円 | 59,310円～18,300円 |

※第3子以降は6,090円～3,050円の所得に応じた加算となります。

令和3年3月分から**障害年金を受給しているひとり親家庭**に「児童扶養手当」の額と「障害年金の子の加算」部分の額との差額が「児童扶養手当」として支給されるようになりました。

【お問い合わせ】奥出雲町福祉事務所 福祉グループ 有線:31-5379、31-5372 電話:54-2541